

# お知らせ

## 森林整備保全事業設計積算 要領等の改正の適用について

以下の積算要領等の適用日を **令和8年10月1日**とします。

ただし、**一般管理費等率に係る改正は、令和8年4月1日**とします。

「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について

- (1) 「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」の一部改正
- (2) 「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」の一部改正・・・**一部令和8年4月1日適用**
- (3) 「森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について」の一部改正
- (4) 「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」の一部改正
- (5) 「森林整備保全事業工事標準仕様書の制定について」の一部改正
- (6) 「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」の一部改正
- (7) 「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について」の一部改正

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」等の一部改正について

- (8) 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」の一部改正
- (9) 「森林整備保全事業工事の工種体系について」の一部改正
- (10) 「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」の一部改正

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」等の一部改正について

- (11) 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」の一部改正
- (12) 「森林整備保全事業数量算出要領(施工パッケージ型積算方式)の制定について」の一部改正
- (13) 「森林土木工事現場における快適トイレの導入について」の一部改正
- (14) 「調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱いについて」の一部改正
- (15) 「森林土木木製構造物暫定施工歩掛の制定について」の一部改正
- (16) 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」の一部改正

※要領等の詳細な内容は林野庁及び国土交通省ホームページを参照してください。

※林野庁では本改正を令和8年4月1日適用としていますが、

埼玉県では令和8年10月1日適用とします。(一般管理費等率を除く)

- (1)、(2)、(3)、(4)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(16)  
[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan\\_kijun.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)
- (5)  
[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun\\_siyosyo.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html)
- (6)  
[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000025.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000025.html)

( 1 4 )

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/sekisan/attach/pdf/addition-117.pdf>

( 1 5 )

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/mokuzai\\_riyou.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/mokuzai_riyou.html)